

## 【災害救援機能付き自動販売機特記仕様書】

### 災害時における災害救援機能付き自動販売機の使用に係る特記仕様書

災害救援機能付き自動販売機とは、平常時は通常の飲料販売用自動販売機として設置事業者が一般消費者に飲料製品を販売し、災害発生時は自動販売機に収容されている飲料製品を無償で提供することを前提とした機器で、停電時においても飲料製品の取り出しが可能なものをいう。

この特記仕様書は、災害時における災害救援機能付き自動販売機の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### 1 災害救援機能付き自動販売機の使用

- (1) 郡山市内に暴風、豪雨地震その他の災害が発生若しくは発生するおそれあり、郡山市が飲料提供を必要と判断した場合は、郡山市は設置事業者から貸与された飲料製品の無償提供のために災害救援機能付き自動販売機を操作する災害救援専用キーを使用し、災害救援機能付き自動販売機を使用できる。
- (2) 設置事業者が無償で提供する飲料製品は、災害救援機能付き自動販売機使用開始の時点での機内在庫のみとする。
- (3) 郡山市は、災害救援専用キーを使用し、災害救援機能付き自動販売機を使用した場合は、設置事業者に遅滞なく連絡するものとする。
- (4) 災害救援専用キーは、設置事業者が郡山市へ1個貸与し、郡山市の責任において厳重に管理するものとする。

#### 2 責任範囲

- (1) 災害救援機能付き自動販売機による飲料製品提供は、十分な数量の飲料製品の提供を保証するものではなく、災害救援機能付き自動販売機に十分な数量の飲料製品が収容されていない場合でも、設置事業者に供給の義務はないことを確認し、郡山市は当該事由に基づく損害賠償請求を行うことはできない。
- (2) 災害時でないにも関わらず、災害救援専用キーを使用し、災害救援機能付き自動販売機が使用され飲料製品が取り出された場合、郡山市と設置事業者は相互連絡をし、設置事業者が当該行為を器物損壊若しくは窃盗事件として警察に被害届の提出若しくは告訴の届出を行うことを承諾するものとする。